

(参考)

平成16年度初期環境調査対象物質の用途、生産量及び規制・基準等

物質番号	調査媒体	区分	物質名	用途	生産量	規制・基準等
1	水質		4-アミノフェノール	医薬中間体(アセトアミノフェン・解熱鎮痛剤)、硫化染料の中間体、ゴム用老化防止剤、毛皮用酸化染料、写真現像薬	平成13年度400t、OECD報告生産量:1,000~10,000t、化管法の製造・輸入量区分:10t	PRTR バーゼル 航空 船舶 外為 第2種指定化学物質 特定有害廃棄物等 第1毒物類・毒物 第1毒物類 輸入令第4条第1項第2号(2号承認) 輸出令別表第二(輸出の承認)
2	水質	初	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	エポキシ樹脂・アルキド樹脂の反応性希釈剤、樹脂・農薬等の安定剤、木綿・羊毛等の改質剤、分散染料・反応性染料等の染色改良剤	平成14年度4,053t、平成15年度3,767t、平成16年度4,289t、平成10年度1,000~10,000t、平成10年度1,923t(製造1,923t、輸入0t)	化審 PRTR 労働安全 消防 バーゼル 第2種監視化学物質 第1種指定化学物質 変異原性が認められた既存化学物質 第4類引火性液体、第2石油類非水溶性液体 廃棄物
3	水質、底質		オクタクロロジブロピルエーテル	殺虫剤、ピレスロイド系殺虫剤の共力剤	100~150t	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律
4	水質、大気	大気は初	<i>cis</i> -1,3-ジクロロプロペン <i>trans</i> -1,3-ジクロロプロペン	殺虫剤、防虫剤等の農薬(土壌燻蒸剤)	平成12年度10,519t、平成13年度8,198t、平成14年度8,575t、平成15年度9,180t、平成16年度11,570t、OECD報告生産量:1,000~10,000t	化審 PRTR 労働安全 消防 バーゼル 第2種監視化学物質 第1種指定化学物質 変異原性が認められた既存化学物質 第4類引火性液体、第2石油類非水溶性液体 廃棄物
5	大気		1-ブロモプロパン	農薬全般(中間体含む)、医薬品、医薬品中間体、合成中間体	平成13年度 $10^3 \sim 10^4$ t	水濁 労働安全 消防 航空 船舶 要調査項目に係わる物質 危険物・引火性の物 第4類引火性液体、第1石油類非水溶性液体 第1引火性液体 第1引火性液体類
6	底質		ジコホル	農薬(殺虫剤)、ダニ専門殺虫剤	平成10年度製造・輸入区分:100~1,000t、平成12農薬年度:原体126.2t、水和剤107.2t、乳剤87.5kL、輸入196.0t(原体)	化審 PRTR バーゼル 航空 船舶 第1種特定化学物質 第1種指定化学物質 廃棄物 第1引火性液体 第1引火性液体類
7	底質		ジフェニルメタン トリフェニルメタン	染料・有機顔料原料、電子部品等原料	不詳	消防 第4類引火性液体、第3石油類非水溶性液体
8	水質	初	ジソクピリチオン	塗料、プラスチック、医療部外品等の抗菌剤、殺菌防腐剤・防かび剤	不詳	水濁 下水道 水道 水質基準 生活環境汚染項目 水質基準物質 水質基準
9	水質、底質、水生生物	初	短鎖塩素化パラフィン(C10)	金属加工油用極圧添加剤、難燃剤(ゴム、繊維)、塗料、染料、接着剤、皮革処理用加脂加工液	不詳	消防 バーゼル 外為 第4類引火性液体 廃棄物 輸入令第4条第1項第2号(2号承認) 輸出令別表第二(輸出の承認)
9	水質、底質、水生生物	初	短鎖塩素化パラフィン(C10-14)	金属加工油用極圧添加剤、難燃剤(ゴム、繊維)、塗料、染料、接着剤、皮革処理用加脂加工液	不詳	船舶 第1有害性物質
10	大気	大気は初	テトラブロモビスフェノールA	臭素系難燃剤(プラスチック等に添加)	平成13年度 $10^4 \sim 10^5$ t、OECD報告生産量:1,000~10,000t	無し
11	大気	大気は初	2,4,6-トリブロモフェノール	樹脂用の添加剤、防腐剤、殺菌剤、難燃剤、木材防腐剤、難燃剤の中間体、反応性防炎剤	平成13年度 $10^3 \sim 10^4$ t、平成13年度実績1,000~10,000t、OECD報告生産量:1,000~10,000t、平成10年度製造量等:1,994t(製造1,994t、輸入0t)	PRTR 航空 船舶 国連勧告 第1種指定化学物質 第1毒物類・毒物 第1毒物類 毒物類
12	大気		2-ビニルピリジン	合成原料(タイヤコード接着剤、医薬品、樹脂)接着剤原料、樹脂原料、医薬原料	平成14年度976t、平成15年度1,105t、平成16年度910t、平成10年度製造量等;1,106t(製造840t、輸入266t)	化審 PRTR 労働安全 消防 航空 第2種監視化学物質 第1種指定化学物質 危険物・引火性の物 第4類引火性液体、第2石油類非水溶性液体 第1毒物類・毒物
13	水質、底質		ピリダフェンチオン	防疫用殺虫剤	平成15農薬年度:原体526t、粉剤554t、水和剤77t、乳剤110kL、粒剤93t	PRTR 労働安全 航空 船舶 バーゼル 第1種指定化学物質 名称等を通知すべき有害物質 第1引火性液体 引火性液体類 廃棄物
14	水質、大気	初	<i>N,N'</i> -ジフェニル- <i>p</i> -フェニレンジアミン(DPPD)		不詳	無し
14	水質、大気	初	<i>N,N'</i> -ジトリル- <i>p</i> -フェニレンジアミン(DTPD)	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム	不詳	化審 外為 第1種特定化学物質 輸入令第4条第1項第1号輸入割当等品目/非自由化品目 輸入令第4条第1項第3号
14	水質、大気	初	<i>N,N'</i> -ジキシリル- <i>p</i> -フェニレンジアミン(DXPD)	ゴム老化防止剤、スチレンブタジエンゴム	不詳	化審 外為 第1種特定化学物質 輸入令第4条第1項第1号輸入割当等品目/非自由化品目 輸入令第4条第1項第3号

(参考)

平成16年度初期環境調査対象物質の用途、生産量及び規制・基準等

物質番号	調査媒体	区分	物質名	用途	生産量	規制・基準等
15	水質	初	フルアジナム	農薬(殺菌剤)	農薬年度:粉剤 3,950.5t、水和剤 203.1t、輸出673.0t、 輸入207.0t(原体)	PRTR 第1種指定化学物質
16	水生生物		1,2,5,6,9,10-ヘキサプロモシクロドデカン	難燃剤、接着剤の硬化促進剤	平成10年度976t(製造73t、輸入903t)	化審 第1種監視化学物質
17	大気		ヘキサプロモビフェニル	ラッカー、ポリウレタンフォーム等の防炎剤、難燃剤	不詳	労働安全 NSDS対象物質 海洋 個品運送 船舶 第1毒物類 国連勧告 有害生物類
18	底質、水生生物、大気		ペンタクロロニトロベンゼン	合成中間体、殺菌剤、防かび剤	不詳	PRTR 第1種指定化学物質 労働安全 名称等を通知すべき有害物質 航空 第1引火性液体 船舶 第1引火性液体類 港則 引火性液体類
19	水生生物	水生生物は初	ホルムアルデヒド	石炭酸系・尿素系・メラミン系合成樹脂原料、ポリアセタール樹脂原料、界面活性剤、ヘキサメトレンテトラミン、ペンタエリスリトール原料、農薬、上毒材、防腐剤、有機合成原料、ピニロン、パラホルムアルデヒド	平成15年度:287,232t(製造287,181t、輸入51t)、平成13年度:100,000t~1,000,000t、平成11年度国内生産量1,263,881t、輸入3,850t、輸出1,007.095t	PRTR 第1種指定化学物質 労働安全 特定化学物質等 毒劇 第2劇物 消防 第4指定可燃物、可燃性液体類、第3、第4石油含有物 大防 特定物質
20	大気		モノプロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	消防 第4類引火性液体、第3石油類非水溶性液体
20	大気		ジプロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	無し
20	大気		トリプロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	無し
20	大気		テトラプロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	無し
20	大気		ヘキサプロモジフェニルエーテル	5,8,10臭素化物として販売されている市販物の含有成分	不詳	無し
20	大気		ヘプタプロモジフェニルエーテル	プラスチック難燃剤	不詳	無し
21	底質		ペンタプロモジフェニルエーテル	エポキシ樹脂、フェノール樹脂、ポリエステル、ポリウレタン、繊維の難燃添加剤	不詳	無し
22	水質		2-メトキシエタノール	各種樹脂、溶剤、塗料溶剤	平成10年度2,580t(製造2,572t、輸入8t)、 OECD報告生産量:、 1,000~10,000t	PRTR 第1種指定化学物質 消防 第4類第2石油類水溶性液体 パーゼル 特定有害廃棄物等 労働安全 第1危険物、名称等を表示すべき有害物(MSDS対象物質)、有機溶剤 外為 輸出令別表第二(輸出の承認)

(注)「区分」で「初」は新規に調査を行った物質。
媒体の併記があるものは他媒体で過去に調査を行ったことのある物質。
無印は平成16年度の調査媒体について過去に調査を行ったことのある物質。

各調査結果の評価における【参考】の規制・基準の法律名は[]内の略名を使用している。

- 外国為替及び外国貿易法: [外為]
- 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律: [海洋]
- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律: [化審]
- 下水道法: [下水道]
- 航空法: [航空]
- 港則法: [港則]
- 消防法: [消防]
- 水質汚濁防止法: [水濁]
- 水道法: [水道]
- 船舶安全法: [船舶]
- 大気汚染防止法: [大防]
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律: [PRTR]
- 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律: [パーゼル]
- 毒物及び劇物取締法: [毒劇]
- 輸出貿易管理令: [輸出令]
- 輸入貿易管理令: [輸入令]
- 労働安全衛生法: [労働安全]

平成16年度暴露量調査対象物質の用途、生産量及び規制・基準等

物質番号	調査媒体	区分	物質名	用途	生産量	規制・基準等
1	水質	初	N,N'-ジメチルドデシルアミン=N=オキシド	有機化学製品（洗剤（シャンプー、台所洗剤等））、添加剤（繊維、油等）、界面活性剤	平成13年度1,000～10,000t、化管法の製造・輸入量区分1,000t、平成10年度4,731t（製造4,708t、輸入23t）	PRTR 航空 船舶 海防 港則 第1種指定化学物質 第1腐食性物質 第1腐食性物質 有害液体物質 腐食性物質
2	水質、大気		ヘキサン	食用油脂抽出溶剤、接着剤溶剤、塗料、インキ等の各種溶剤、洗浄剤	平成11年度70,000kL、OECD報告生産量10,000t以上	安全衛生 消防 海防 パーゼル 航空 第2種有機溶剤 第1石油類非水溶性液体 第1有害液体物質 廃棄物 第1引火性液体
3	大気、食事	大気、食事は初	ペルフルオロオクタンスルホン酸	コーティング剤、界面活性剤、難燃剤等の合成原料、床磨き剤中の乳化剤、金属メッキ槽のミスト抑制剤	不詳	化審 航空 船舶 港則 第2種監視化学物質 第1腐食性物質 第1腐食性物質 危険物・腐食性物質
4	水質、食事	大気、食事は初	ペルフルオロオクタンスルホン酸	フッ素樹脂製造時の必須加工補助剤、消火剤、化粧品、グリース、潤滑剤、塗料、ワックス、接着剤への添加、除草剤、殺虫剤の乳化剤	不詳	化審 第2種監視化学物質
5	室内空気	室内空気は初	オクタブロモジフェニルエーテル	PET、PBT、PS、PP、ABS、エポキシ樹脂等に添加する難燃剤	輸入：平成13年度4t、平成14年度0t	無し

(注)「区分」で「初」は新規に調査を行った物質。
媒体の併記があるものは他媒体で過去に調査を行ったことのある物質。
無印は平成16年度の調査媒体について過去に調査を行ったことのある物質。

各調査結果の評価における【参考】の規制・基準の法律名は[]内の略名を使用している。

外国為替及び外国貿易法：[外為]
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律：[海防]
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律：[化審]
航空法：[航空]
港則法：[港則]
消防法：[消防]
船舶安全法：[船舶]
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律：[PRTR]
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律：[パーゼル]
労働安全衛生法：[安全衛生]